

令和 6 年度(2024 年度)電力の地産地消に関する協定書

伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドは、伊丹市及び豊中市の公共施設に対し、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する電力を電源とする電力の地産地消を協働して実施するにあたり、次の協定を締結する。

(総則)

第 1 条 伊丹市及び豊中市は、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する電力及びその電力の保有する非化石価値(以下「電力等」という。)の一部について、供給を受ける。

(供給電力)

第 2 条 伊丹市及び豊中市は、電力等について、豊中市伊丹市クリーンランドが別途契約を締結する小売電気事業者(以下「指定小売業者」という。)を介して供給を受ける。

- 2 供給先である公共施設及び年間予定供給量は、別途協議の上、伊丹市及び豊中市が各々ホームページで公表する。
- 3 豊中市伊丹市クリーンランドからの電力供給期間は、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から令和 7 年(2025 年)3 月 31 日までとする。
- 4 供給時間は、毎日 24 時間とする。ただし、豊中市伊丹市クリーンランドが発電する電力は、常時変動するため、発電する電力量に対し、伊丹市及び豊中市の電力消費量が上回る場合は、指定小売業者による豊中市伊丹市クリーンランド以外からの電源調達により、補填するものとする。

(電力料金)

第 3 条 伊丹市及び豊中市が供給を受ける電力料金については、各々が指定小売業者と随意契約を行うものとする。

(その他)

第 4 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合には、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランドが協議の上これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、伊丹市、豊中市及び豊中市伊丹市クリーンランド各々が記名押印の上、各自その 1 通を所有する。

令和5年(2023年)10月27日

伊丹市
伊丹市長 藤原 保幸

豊中市
豊中市長 長内 繁樹

豊中市伊丹市クリーンランド
豊中市伊丹市クリーンランド管理者
豊中市長 長内 繁樹